

○新見市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

平成24年3月5日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の自主的な防災活動の促進を図ることを目的として、地域で防災活動に取り組む自主防災組織に対して、その活動等を支援するため予算の範囲内において補助金を交付することに関し、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 新見市自主防災組織設置要綱（平成23年新見市告示第104号）第4条の規定に基づき届出があった組織をいう。

(2) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練等で、次に掲げるものをいう。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

イ 出火防止及び初期消火の訓練

ウ 救出及び救護の訓練

エ 避難訓練

オ 炊き出し及び給水訓練

カ 防災に関する研修会

キ 地域のハザードマップの作成

ク その他の防災訓練

(3) 防災資機材 自主防災組織が前号に規定する防災訓練で使用する機材のうち、別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象事業及び補助金額)

第3条 補助の対象となる事業及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「補助事業者」という。）は、新見市自主防災組織支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、1組織あたり年1回限りとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、新見市自主防災組織支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく新見市自主防災組織支援事業変更・中止申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに新見市自主防災組織支援事業実

績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業費に係る請求書又は領収書の写し
 - (2) 事業実施内容がわかる写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、新見市自主防災組織支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に対し通知するものとする。

(防災資機材の管理等)

第9条 補助により整備した防災資機材は、当該自主防災組織の責任において十分注意を払い維持管理をするものとし、これを第三者に譲渡してはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日告示第19号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 区分 | 資機材名 |
|-------|--|
| 初期消火用 | 街頭用消火器、消火器格納庫（取り付け費含む）、バケツ、消火器薬剤、小型動力ポンプ、ホース、放水補助器具、発電機等 |
| 救出救助用 | ヘルメット、バール、丸太、掛矢、斧、鋏、もっこ、なた、ペンチ、鉄線はさみ、ハンマー、一輪車、ロープ、ゴムボート、ツルハシ、リヤカー、ジャッキ、スコップ、エンジンカッター、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ウインチ、救急箱、はしご、脚立、担架、防煙マスク、毛布、のこぎり等 |
| 避難誘導用 | ラジオ、無線機器（簡易で携帯用のもの）、電池メガホン、標識板、標旗、強力ライト、発電機等 |
| 給食給水用 | 給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等 |
| その他 | 市長が特に必要と認めるもの |

別表第2（第3条関係）

| 補助対象事業 | 補助金額 |
|----------|---|
| 防災訓練の実施 | 訓練等の実施に要する経費（防災資機材の整備に要する経費を除く。）の全額とする。 ただし、組織加入世帯数に500円を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額を上限とする。 |
| 防災資機材の整備 | 購入費用総額に5分の4を乗じて得た額とする。 ただし、組織加入世帯数に2,000円を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い額を上限とする。 |